

総務常任委員会

平成24年11月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○木澤 正男	小野 隆雄
中西 和夫	坂口 徹	辻 善次
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 真規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	平田 政彦

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、辻委員

委員長

おはようございます。

小野委員から少し遅れるとの連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

まず、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、坂口委員、辻委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申しあげます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営状況についてであります。

現在、11月3日（土・文化の日）から12月2日（日）までを会期として、秋季特別展「斑鳩藤ノ木古墳の馬具展」を開催しております。今回は国宝藤ノ木古墳出土品のなかでも最も有名な金銅製鞍金具をはじめ、金銅製馬具の主なものの里帰り展示をおこなうとともに、古代の平群地域を中心に県下の古墳より出土した馬具を関連展示して、藤ノ木古墳の馬具のすばらしさやその意義について理解を深めていただければと考えております。

そして、この展示会に合わせまして、藤ノ木古墳の秋季の石室特別公

開を11月3日と4日（日）の2日間開催し、1,773名の見学者がございました。今回は官学連携の協定を行っております法隆寺国際高校及び奈良大学の学生にボランティアとして受付や解説員の補助などに協力していただき、さわやかに対応していただきました。

また、今年度の最終となりました第4回目のこども考古学教室として最終となりましたこども埴輪づくり教室を10月21日（日）に開催し、18組34名の方に参加いただきました。また、中学生以上を対象としました考古学講座として埴輪づくり講座を、11月17日（土）に開催し、16名の方に参加していただきました。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。前回の当委員会でも報告いたしましたとおり、史跡中宮寺跡整備検討委員会でご指導いただきました史跡地全体の整備計画やゾーン別整備計画を十分活かした形で、保存整備基本設計書作成の作業を進めているところでございます。今後は、雨水排水計画や整備手法の細部につきまして地元土地改良区や地元自治会と調整を行っていく予定であります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 私、聞き洩らしたかもしれないですけど、参加者が、秋季特別展の参加者とどれぐらいやったっていう報告は言ってもらってましたか。

委員長 ちゃんと報告ありました。 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 秋季特別展につきましては、今まだ開催中でございます。それで18日現在、きのう現在ですけれども、1,665人の入館者がございました。石室の特別展につきましては、先ほどご報告申しあげましたとおり、2日間開催いたしまして、1,773名の方にご見学いただいたところでございます。

木澤委員 これも聞きもらしていたら申し訳ないんですけども、昨年度とかと比べてどういう感じですかね。

生涯学習課長 石室の特別公開につきましては、昨年度は天気の関係もありまして、1, 171名ということでした。約600名の増となっております。2日間でございますねんけども。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 12月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

12月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 斑鳩町地域交流館設置条例について、また、これと関連いたしますので、3. 各課報告事項の(1) 斑鳩町地域交流館設置条例施行規則について、合わせて理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、2. 12月定例会の付議予定議案、(1) 斑鳩町地域交流館設置条例について、まずご説明を申し上げます。

その制定内容につきまして、お手元にお配りいたしております資料1によりご説明を刺しげたいと存じますので、資料1をご覧ください。

はじめに、本条例の構成についてであります。条例本則の第1条では、目的及び設置について、第2条では、名称及び位置について、第3条では、施設の構成について、第4条では、使用の承認について、第5条では、使用の制限又は取消しについて、第6条では、設備の承認について、第7条では、損害の賠償について、第8条では、委任について、

そして付則では、施行期日に関する規定、という構成になっております。

それでは、その内容につきまして、資料1の最終ページの要旨をもってご説明させていただきたいと思っております。資料1の最終ページをご覧ください。

住民福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図るため、広域的な自治会及び住民団体等、地域住民のコミュニティ活動の拠点として斑鳩町地域交流館を設置するため、本条例を制定するものでございます。

1 主な制定内容、(1) 目的及び設置(第1条関係)についてであります。住民福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図るため、地域住民のコミュニティ活動の拠点として設置いたします。次に、(2) 名称及び位置(第2条関係)についてであります。名称は、斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館、位置は、斑鳩町法隆寺東1丁目4番6号であります。次に、(3) 施設の構成(第3条関係)についてであります。集会室、小会議室、和室等でございます。次に、(4) 使用の承認(第4条関係)についてであります。集会室等を使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならないということとしております。

次に、(5) 使用の制限又は取消し(第5条関係)についてであります。①として、災害の発生等により緊急に町が使用する必要が生じたとき。②町の公の行事等で使用するとき。③営利を目的として使用するとき。④暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するおそれがあると認めるとき。⑤その他、管理上支障があると認めるとき。以上、①から⑤のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の制限又は取消しをすることができることとしております。

次に、(6) 設備の承認(第6条関係)についてでございます。集会室等の使用にあたって特別の設備をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けるものとしております。

次に、(7) 損害の賠償(第7条関係)についてであります。使用者が建物又は設備その他物件を損傷、滅失したときは、現状の回復又はその損害賠償を求めることができることとしております。

次に、2、施行期日についてであります。この条例は、平成25年

4月1日から施行することとしております。

以上、斑鳩町地域交流館設置条例についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、3.各課報告事項の(1)斑鳩町地域交流館設置条例施行規則について、続けてご説明をさせていただきます。

その制定内容についてでございますが、お手元にお配りいたしております資料7によりご説明を差しあげたいと存じます。資料7の1ページ目をご覧ください。

はじめに、本条例施行規則の構成についてでございますが、条例施行規則本則の第1条では趣旨について、第2条では使用時間について、第3条では使用の承認について、第4条では使用者の遵守事項について、第5条では委任について、そして付則では、施行期日に関する規定というような構成になっております。

次に、その内容につきまして、資料7の最終ページの要旨をもってご説明させていただきます。資料7の最終ページの要旨をご覧ください。

斑鳩町地域交流館設置条例の制定に伴い、本規則を制定するものでございます。

1 主な制定内容、(1)使用時間(第2条関係)についてでございますが、施設の使用時間は、午前9時から午後10時までというようにしております。次に、(2)使用の承認(第3条関係)についてでございますが、集会室等を使用しようとする者は、町長にその使用目的を明らかにして申請し、承認を得るものとしております。次に、(3)使用者の遵守事項(第4条関係)についてでございますが、①条例及びこの規則、又はこれに基づく指示を守ること。②施設及び敷地内を損傷、又は汚損しないこと。③他人に迷惑を及ぼし、又は風紀を乱す行為を行わないこと。④その他、町長の指示に従うこと。以上、①から④について使用者が守らなければならない事項としております。

次に、2、施行期日についてでございますが、この規則は、条例の施行にあわせ、平成25年4月1日から施行することとしております。

条例及び規則につきましてのご説明は以上でございますが、この斑鳩町地域交流館の設置により、自治会をはじめ、NPOやボランティア団

体など、住民団体等のコミュニティの推進が図れるものと考えております。

現在、平成25年3月5日の竣工に向け整備工事を進めており、平成25年1月には、備品の入札を予定しております。

また、管理形態につきましては、斑鳩町消防コミュニティセンター集会室と同様の管理形態としており、条例及び施行規則につきましても、斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例及び同施行規則に準拠したものととなっております。なお、施設の管理運営マニュアルにつきましては、現在、地元自治会と協議を進めているところでございます。

以上、斑鳩町地域交流館設置条例及び斑鳩町地域交流館設置条例施行規則についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 今、ちょっと途中で入ってきて、申し訳ないんやけどね。これは12月の付議予定議案としてね、事前に説明を受けているんですが、例えばこの要旨、このまま今度、提案という形で出してこられるのかね、と言いますのは、要旨としてね、こういう形がええのかなというのは、ちょっと今聞かせてもらって疑問があったんですよ。というのは、条例のそのまま、例えば、条文第3条は3番目の施設の構成とか、そのまま横滑りさせただけの文章がほとんど出てきているんですね。この条例の内容をもう少し、要旨と言うからには、こういう書き方は、私はあまりいいことないのかなと思うんですがね。施設の設置条例の要旨としては、条例をそのまま横滑りさせたように書いてあるのでね、もう少し工夫してもらいたいなと思うんですがね。内容的には別に問題はないねけどもね、議案として出す時にこういうものでいいのかなと、どうなんやろ。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 条例提案につきましては、こういった制定等の条例の議案についてでございますが、各条ごとの条文をまとめた形で要旨という形で、提案を差しあげておりました。こういったことですね、条例の条文をまとめた形で横滑りという形ということで、委員からのご意見をちょうだいをいたしておりますので、もう少し条文のほうですね、解説的なことも入れていきたいというふうに考えております。

小野委員 以前からこうやったのか、ちょっと私記憶あれやねけど、なんか今、見させてもらったらね、まったく、その7条までの同じ番号で、損害賠償、7条関係、この条例を読めばその中で、まとめることは、「町長は」というのを抜いただけやからね。これが要旨になるのかなということですね。だから、分かっているような文章をここへまた並べてもらっているだけやし。やっぱり1番上に3行書いてあるのを、その意味、また、それと今課長が最終的に、ちょっと今話しておられたね、利用してもらえるNPOとかいうこともね、そういうことも、要旨の中に入れといてもらったほうが、私は要旨らしいと思うんですが、その点どうなんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 この条例につきましては、条文が非常に短うございます。そうした中で要旨書く場合、本来でしたら要旨のなかで、例えば大きな条例でしたら、要旨7段から8段くらいいきます。そういう場合でしたら、下に書いている文がもっと少なくなっただけです。ですから、主な制定内容としては、ほんま主などこだけポンポンポンとのってきますので、左から右へと横滑りの形にならないと思います。今回の場合、非常に短うございますので、そうしたなかで、要旨をちょっと詳しくした関係であると、こういう形になったと思います。ただ、今質問者が言われましたように、上の3行につきまして、非常にコミュニティスペース云々だけで終わっておりますので、ここをやはりもう少し充実させて、より分かりやすくという要旨の形にするということで修正はさせていただきたいと

思いますけれども、形としては、これが一番本来の姿であるということでご理解をいただきたいと思います。

小野委員　それと、これは今、建設中の五丁の名称としては、法隆寺五丁地区地域交流館ということで条例として制定されていくんですが、またその次に、他の地域、現在あと3か所ですか、一応予定されているというか、されていますが、その都度、施設の条例を制定されるということでしょうかね。

委員長　西本総務部長。

総務部長　それにつきましては、この斑鳩町地域交流館設置条例、今出さしていただいた案、第2条のところに、新たに2つめ、3つめの名称と位置を追加していこうと、このように考えております。

委員長　よろしいですか。他にございませんか。　木澤委員。

木澤委員　今回こういうふうな規則のほうも定めていただいて、で、今後運用については、今、地元のほうと協議をされているということですが、以前の委員会の中で、その地域で使っているものを収納していけるようにするのはどうするのかというところで、規則・条例を定めるときに一定整理をしていきたいと思います、というふうな議論があったと思いますのでね、お尋ねをしておきたいと思うんですが、基本的にこの地域交流館で使う物について収納を認めていくというふうな、私は理解していたんですが、その点についてはいかがでしょうか。

総務部長　この件につきましては、前も答弁させていただいておりますけれども、一応、地域交流館で使う備品とか、そういった物は入れてもらえます。それから、その地域で共有して使われる、自治会が共有して使われる物についても、本来は、第一義的には備蓄倉庫ですけれども、空いているスペースがあれば、そこに入れてもらっていいだろうというふうな考え

ているところであります。

木澤委員 それは自治会単独で使うものでも構わないということですか。

総務部長 単一自治会で使う物については、やはりその自治会で確保していただくのが基本であるとは思っておりますが、複数の自治会で共用して使われる物とかにつきましては、その地域交流館の空いているスペースに入れていただいても結構かと、このように考えております。

木澤委員 今、今後ですね、自主防災組織を設立していこうという中で、基本的には自治会単位で設立してもらったらという方向ではありますけれども、こないだ生駒市さんのほうに視察に行きますと、例えば、そこは2千世帯のものすごい大きい自主防災組織をつくっておられると、というような形で複数の自治会にまたがって防災組織をつくと、で、しかも、いざというときに必要な物ですからね、地域の皆さんで利用されるというような形になるんですが、ただそういう際に、緊急時の非常食とか、災害の備蓄品ですね、そういうものが発生してくると思うんですけれども、そういうものも収納は可能だというふうに理解していいんですか。

総務部長 その場合には、やはり複数の自治会の共有物ということで、空いているスペースがあれば入れていただくということも視野に入れていきたいと思っております。

木澤委員 それと、この地域交流館でということで、今、そういう見解をおっしゃっていただきましたが、今ある公民館等について、また消防コミュニティセンターについての、そういう物を置くというような考え方については、町としてはどういうふうに見解を持っておられますか。

総務部長 消防コミュニティセンターにつきましてはですけども、そこにつきましては、今現在、入れるスペースっていうのがございませんので、できるだけ自治会のほうで入れていただくというふうに考えております。公

民館につきましては、ちょっと私のほうからはわかりませんので、よろしく申し上げます。

委員長 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 公民館につきましては、やはり置くスペースもございますので、各自自治会のそういうものにつきましては、やはり自治会のほうで管理をお願いしたいと思います。

委員長 ちょっと待ってください。置くスペースがあるわけですか。ないので
すか。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 ないです。

課長

委員長 池田副町長。

副町長 今、自主防災組織、町のほうにおきましても、当然今後、自主防災組織というのは非常に大事なものと位置づけておりまして、やはり、今後、いろんところで自主防災組織ができてくると、そうした中で、やはり、いろんな備品も買われることもあると思います。その中で、当然、自治会内で、集会所のない自治会、またそういう倉庫がない自治会、各自治会長さん、順番で、順番と言うたら語弊がありますが、何年交代で代わる自治会長さん、お家で保管してくれといっても、非常に無理な場合もございます。やはりこれらについても、今後、やはり町の空いた土地なども活用しながらというのも念頭におきながら、やはり、せっかく組織していただきますので、これらの方についても応えていきたいと考えております。

木澤委員 今、副町長おっしゃっていただいていた点を、私も心配してまして、地域交流館がある地域はね、そういうところに置けるけれども、ないところはどうするのという問題が起きてくると思いますので、今後やっぱ

りそういう点について、町のほうも、自治会としてきちっとその備蓄品なんかも収納していけるような形をまた検討していただきたいと思えます。

委員長 他にございませんか。 小野委員。

小野委員 公民館にスペースがないのでということで答弁されていますけども、そうしたら、各自治会で、以前から公民館分館として建設されている集会所的なもの、あれはあくまでも公民館分館なんですが、そこらに置いてある自治会もあるように私は思っているんですがね。それらについては別に問題はないっていうことでよろしいんですね。今、中央公民館とか、東とか西にはスペースがないので、置くことができないという、置くこと自体は、別にだめだと、公民館だから、そういう物を置くことはだめだというような考え方じゃないということでもよろしいんですね。

委員長 清水教育長。

教育長 基本的には許容スペースがないということが基本にはございますけれども、先ほど副町長が申しましたように、近隣の自治会のほうで、どうしても、そういった持ち回りで、例えば持ち回りになった自治会長のお宅にそういった物を保管しておられる、しかないとか、いった事情に応じて、スペースがあれば、対応もできる可能性はありますけれども、基本的には、やはり公民館でございまして、そういう町全体の活動される、例えば、町子ども会連絡協議会でありますとか、そうしたものの備品、備品というかそういう材料については置いていただいておりますけれども、そこについては、ちょっと難しいんじゃないかと考えております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

ないようでしたら、私、ちょっと一点お聞きしたいんですが、この7条の損害の賠償ですが、これこの場合、使用者が損傷を、滅失したとき

は損害賠償という、この条文でねんけど、これ、損害保険はこういう町の施設はかけておられないんですか。かけておられる印象があるんですが。 池田副町長。

副町長 これ、使用者といいますのは、例えば、役場でも一緒です。例えば住民さん、まちがって、例えば石投げてガラスを割ったと、これはもう投げた人が弁償されます。あくまでも、町の損害賠償は、ちらの所有者が原因となって払う場合の損害賠償ですので、今の場合、使用者が故意に潰した場合は個人さんがなおしてくださいよということになっておりますので、それは保険適用外となっております。

委員長 ということは過失の場合、故意に壊したんじゃなくて、しゃあなしとといいますか、うっかりでなった場合は、損害賠償の対象になると考えていいわけですか。 池田副町長。

副町長 はい、そういうことでございます。他の公共施設と同じでございます。

委員長 わかりました。他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、(2)斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。その改正内容につきまして、お手元にお配りいたしております資料2の最終ページの要旨をもってご説明をさしあげたいと存じます。資料2の最終ページの要旨をご覧ください。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正に伴い、地方防災会議及び災害対策本部の所掌事務の見直し及び明確化が行われたことから、この改正に準じて、本町の防災会議の所掌事務及び委員構成

の見直しを行うため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容 (1) 所掌事務の見直しについてであります。災害が発生した場合の当該災害に関する情報収集については、本町の災害対策本部の所掌事務とすることから、当該規定を削除するとともに、町長の諮問に応じて斑鳩町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること及びその重要事項に関し、町長に意見を述べることを加えるものでございます。

次に、(2) 委員構成の見直しについてでございますが、本町防災会議の委員に、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を新たに加えるととともに、その定数を3人と定めるものでございます。

また、2. 施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上で、斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3) 斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、(3) 斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてご説明さしあげます。その改正内容につきまして、お手元にお配りいたしております資料3の最終ページの要旨をもってご説明さしあげたいと思います。資料3最終ページの要旨をご覧ください。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の一部改正に伴い、本条例において、同法を引用する条項について、所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容につきましては、本条例第1条で引用する災害対策法第23条第6項を第23条の2第8項に改めるものでございます。

次に、2. 施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上で、斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4) 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、(4) 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。その改正内容につきまして、お手元にお配りいたしております資料4の最終ページの要旨をもってご説明をさしあげたいと存じます。資料4最終ページの要旨をご覧ください。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の一部改正に伴い、改正前の同法を引用する条項について、所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容につきましては、本条例第2条第6号中、第32条の2第1項を第32条の3第1項に改めるというものでございます。

次に、2. 施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申しあげます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(5) 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、(5) 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。その改正内容につきまして、お手元にお配りいたしております資料5の最終ページの要旨をもってご説明さしあげたいと存じます。資料5の最終ページの要旨をご覧ください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、本条例において同法を引用する条項について、所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容についてであります。 (1) 議会による調査において、関係人等の出頭を求める規定に、後段規定が追加されたことにより、引用条項を整理するものでございます。第2条第2号関係でございます。

次に、(2) 各委員会に関する規定が、ひとつの条文に規定されたことにより、引用条項を整理するものでございます。第2条第3号及び第5号関係でございます。次に、2. 施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

ございませんか。後ろに参考資料ということで、議会に関わることということで、参考資料を付けていただいております。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(6) 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長 (6) 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明2お申しあげます。その改正内容につきまして、お手元にお配りいたしております資料6の最終ページの要旨をもってご説明をさしあげたいと存じます。資料6の最終ページの要旨をご覧ください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部が改正されたことから、本条例において同法を引用する条文について、所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容につきましては、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことから、第9条の2第1項第2号で引用する同法の題名を改めるものでございます。

また、2. 施行期日につきましては、本法律の施行期日にあわせ、平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次にいきます。

以上、12月定例会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) は、すでに報告を受けておりますので、(2) 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。

面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、各課報告事項の(2) 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料8をご覧くださいませでしょうか。

この資料は、一般会計補正予算(第3号)につきましての全体に係る歳入・歳出総括表(案)となっております。このうち、総務常任委員会が所管されます補正につきましてご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,157万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億8,053万8千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第17款寄附金では、ふるさと納税として、教育費寄附金に63万4円、都市計画費寄附金に5万円のご寄附をいただいたことから、あわせて68万4千円の増額補正をお願いしております。次に、第21款町債では、道路新設改良事業債で、白石畑における道路新設改良事業の財源措置として、3,150万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。裏面をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算では、今年4月の人事異動等に伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

はじめに、第1款議会費では、人事異動等の影響による人件費所要額3万6千円の減額補正をお願いしております。

次に、第2款総務費では、人事異動等の影響による人件費所要額1,384万5千円の増額補正と、賦課徴収費の町税等過誤納付の償還で、

町税の過誤納付に係る還付金が当初見込みを上回ることから、50万円の増額補正をお願いしております。

次に、第8款消防費では、時間外勤務手当の増加による人件費所要額47万円の増額補正をお願いしております。

次に、第9款教育費では、人事異動等の影響による人件費所要額248万2千円の減額補正と、文化財保存費で斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金にいただいた寄附金39万4千円の積立てをお願いしております。

次に、第12款予備費では、今回の補正に要する財源として842万5千円を充当させていただき補正をお願いしております。

以上で、平成24年度 斑鳩町一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 歳出のところの、町税の過誤納付の償還があったということで、以前に、亡くならはった関係とかでこういうことが起こるよというふうにお聞きをしていたんですけれども、今回については、何件あって、どういった理由によるものなんでしょうかね。

委員長 加藤税務課長。

税務課長 今回の補正をさせていただき内容でございますけれども、法人町民税におきまして、繰越欠損制度というものがございます。その制度に基づく過去3か年の遡及する償還金が発生したことによるものでございます。

具体的に、繰越欠損制度のご説明を申し上げますと、法人町民税では、法人が欠損が発生した場合、その欠損金について翌年度以降の事業年度の課税所得と相殺することで税負担を軽減する制度がございます。例えば、平成21年に、1,000万円の欠損金が発生した場合、翌年の平

成22年度において所得が300万円計上されても、欠損金と相殺をして、当該年度の法人税割は課税されずに均等割のみの課税となって、あと残りの700万円につきましても、順次、その次以降の年度で欠損していくと、繰越の相殺をしていくということになりますけれども、今回、この欠損制度の適用について、適用漏れがあったということで、過去に遡って申請がございましたので、その分の償還に充てるものの補正とさせていただきます。

木澤委員 制度としてはわかりました。1件だけですね。

税務課長 1つの法人でございます。

委員長 すみません、加藤課長。今のやつですけれども、これは法人の、事業者さんのミスでなったということで、それとも町のほうですか。
加藤税務課長。

税務課長 この件につきましては、事業所さんの申告漏れ、適用漏れでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(3)幼稚園の保育料について、理事者の報告を求めます。 西川教育委員会総務課長。

教育委員 町立幼稚園の保育料につきましてご報告いたします。

会総務課 保育料につきましては、おおむね3年ごとに、保育料の見直しを検討することとしておりまして、前回の改定、平成20年4月から4年を経過していることから、今年度検討を行いましたので、その結果を報告いたします。

保育料の改定の基本的な考え方といたしましては、地方交付税の単位費用に合わせていくという目安がありますが、この地方交付税の単位費用につきましては、平成19年度から6,300円となっております。

しかし、近隣2市6町、奈良市、大和郡山市、平群町、三郷町、河合町、王寺町、上牧町、斑鳩町を入れましての2市6町でございますが、その平均保育料が月額6,262円となっております。また、市を除きました6町では月額5,966円となっており、当町の保育料は今現在6,100円でございますが、平均的な保育料であるといえます。また、これらの近隣2市6町では保育料改定の動きがない状況となっております。

このことから、平成25年度の保育料につきましては、改定するとなぐ、月額6,100円ということで据え置きをさせていただきたいというふうに考えております。その理由といたしましては、先ほど申しました、近隣2市6町の状況や現在の厳しい経済情勢を考慮いたしまして、保護者の負担をなるべく軽減することといたしまして、改定を見送りさせていただこうと、6,100円に据え置きとすることといたしました。

以上、町立幼稚園の保育料につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)いじめに関するアンケート調査結果について、理事者の報告を求めます。西川教育委員会総務課長。

委員長 いじめに関するアンケート調査の結果につきまして、報告させていただきます。奈良県教育委員会が実施しました、いじめに関するアンケート調査の結果につきまして、ご報告いたします。

すでにご承知のとおり、大津市で市立中学校2年の男子生徒が自殺し

た問題を受けて、奈良県教育委員会が8月下旬から9月上旬に無記名で県内全ての国公立の中学・高校の生徒を対象に、いじめに関するアンケート調査を緊急に実施いたしました。このアンケートの結果につきましては、県教育委員会が10月19日に公表しており、県内すべての私立や国立を含めた中学校・高校・特別支援学校、183校ございますが、全対象校に行った、いじめに関するアンケート調査の結果で79,274人の回答となっております。

その結果によりますと、今年4月以降にいじめを受けたと答えた生徒は2,903人、中学校では2,330人、高校では555人、特別支援学校では18人で、アンケートに答えた生徒の約3.7%になってございます。このうち34%にあたる982人は、今もいじめられていると答えており、3割以上で問題が解消されていないという結果でございました。

いじめの内容につきましては、中学、高校ともに、悪口や嫌なことを言われるが最も多く、仲間外れや、集団で無視されたりする、また、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりするような内容になってございます。いじめが起る場面では、中学、高校ともに休み時間、昼休みが最も多く、続きまして、部活動中が多くなってございます。

当町の中学校2校の結果でございますが、アンケート調査実施生徒数は760人で、今年4月以降に、いじめられたとする生徒数は36人、斑鳩中学校が22人、南中学校が14人で全体の4.7%となっております。このうちアンケート実施時点で、いじめが続いている生徒数は9人、斑鳩中学校が6人、南中学校が3人で、25%が問題が解消されていないという結果でございました。

アンケート結果ではこのようになりましたが、一番の問題は、今もいじめが続いている生徒をいじめの解消に向けてどう対応するかでございます。アンケート調査後、各学校で全体の個人面談を実施いたしまして、いじめが続いている生徒9人につきましても各学校において聞き取り調査をし、全てのケースで教員が双方の話を聞いて生徒どうし、さらには保護者を交えまして解決するまで、仲直りや保護者にも協力を求めたりして教員が指導した結果、斑中では5人が解決済みであります。残りの

1人につきまして、今は、いじめはない状態ではありますが、本人にはまだわだかまりが残っておりますことから、経過観察ということで指導を現在継続しています。また、南中学校では3人全てが解決済みでございます。

なお、いじめが解決したと見られる場合でも継続して十分な注意をする必要があることから、全てのケースにおきまして、引き続き指導経過の見守りを続けております。

また、その後も、例年通りアンケート調査は恒常的に実施することとしておりまして、さらに、アンケート調査に加えまして、小学校では児童と教職員との間で行われております連絡帳の活用や個人面談の実施、中学校では生徒と教職員の個人面談の実施や家庭訪問など、定期的に児童生徒から状況を聞く機会を設けまして、いじめの実態把握に努めています。

各学校では、学級担任などの特定の教職員だけで、個別のいじめ問題に向き合うのではなく、教職員が連携を図りながら、学校全体で危機感を共有し、問題に対応することといたしまして、学校長を先頭に教職員全員が一丸となって取り組み、問題を早期に発見して、早期に解決できる体制をとることとしており、いじめられている児童生徒を守り抜く取り組みをそれぞれの学校で推進しているところです。

以上、いじめに関するアンケート調査の結果につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはありませんか。
黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから3点、ご報告事項がございます。

1点目は、職員採用試験の二次試験の実施についてでございます。

9月16日（日）に一次試験を実施し、一般事務職では16名を一次試験の合格者といたしました。

二次試験につきましては、10月21日（日）に実施し、一般事務職では9名、土木技術職では1名、保健師では2名の計12名を二次試験の合格者といたしております。二次試験の試験内容につきましては、論文試験と、一昨年から導入いたしております集団討論を実施いたしました。また、論文試験の採点につきましては、外部専門機関へ採点を委託いたしており、より一層の公平性、透明性を確保したところでございます。なお、三次試験につきましては、11月25日（日）に実施を予定しております。

以上、職員採用試験の二次試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

続きまして2点目でございますが、第46回衆議院議員総選挙の執行についてでございます。

開会のごあいさつのところで、町長からも申しあげましたが、11月16日（金）に衆議院が解散され、12月16日（日）に第46回衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。

斑鳩町選挙管理委員会といたしましても、当該選挙執行に向け全力で事務を進めておりますが、選挙執行経費につきましては、現在、県委託金の額等の確認を県に行っており、補正予算についてでございますが、明日の11月20日（火）付けで専決処分させていただきたく事務を進めているところでございます。

なお、このようなことから、先程、各課報告事項のところで理事者のほうから報告させていただきました平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましては、その号数が（第4号）に変更させていただきたく、お願いを申しあげます。

以上、第46回衆議院議員総選挙の執行についてのご報告とさせていただきます。

報告の3点目でございます。消防の広域化の状況についてご報告をさせていただきます。

本年、平成24年5月16日、奈良県消防広域化協議会総会におきまして、消防広域化の必要性とメリット等について、そういったスケジュールなど、奈良県消防広域化推進計画（案）について協議され、承認いたされました。

その後、広域化消防運営計画などの具体的な計画は示されておりましたが、先日、11月12日に奈良県消防広域化協議会第5回小委員会、この小委員会と申しますのは、県内11消防本部の管理者、奈良県危機管理官、中和消防・宇陀消防の消防長の計14名で組織がされておりますが、小会議が開催されまして、広域消防運営計画について、消防デジタル無線について協議がされました。

西和消防では、西和消防管理者であります王寺町主導のもと、先週金曜日の11月16日、担当課長会議が開催され、奈良県広域消防運営計画（案）について、奈良県広域化協議会事務局長から説明を受けました。その内容についてであります。はじめに、消防広域化のスケジュールにつきまして、当初、広域化後の一部事務組合の規約の37市町村長による調印につきましては、当初、平成24年12月と予定されておりましたが、計画が変更がされまして、平成25年6月予定でありました市町村議会による新規約議決後の平成25年7月に調印というふうに変更がされております。

運営計画策定のポイント及び検討状況につきまして、消防本部及び指令センターの位置について、組織・人員・業務体制について説明を受けております。

なお、当運営計画案が示され、西和7町の担当課長会議において説明を受けましたが、広域化の全体の説明であり、現在、当町といたしましても、その詳細であるとか、西和消防に関するメリットや経費負担など詳しく調査・検討をいたしているところでございます。12月議会会期中の総務常任委員会におきまして、当広域消防運営計画（案）についてのご報告を差し上げたいというふうに考えておりますので、ご報告を申しあげます。以上でございます。

委員長

今の報告について、何かお聞きになりたいことございませんか。

質疑ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 最初に報告していただいた職員採用試験なんですけれども、この間、副町長のほうからも、今後、人数、職員さんの数はふやしていくということで答弁いただいています、今、3次試験で、先ほどおっしゃっていただきました、一般職で9名、土木で1人、保健師で2人残っておられるということですが、確認だけさせてほしいんですけれども、今年度、定年退職、もしくは、もう途中で退職されたり、退職するということがもうわかっているような職員さんというのは、何名ぐらいおられるのですか。

委員長 池田副町長。

副町長 今年度、定年退職は一般職で1名でございます。ただ、定年までで辞められる方につきまして、勸奨の場合3か月前となって、12月末、今後出てくると思いますけれども、今、人数はここではまだ申しあげられない状況です。

木澤委員 わかりました。あとまた、消防広域化の問題ですね、12月の委員会で詳しく説明していただけるということです。そのときもまた議論させていただきたいと思うんですが、今、メリット・デメリットについては、西和消防として調査をするというふうに認識しておいていいのですかね。それとも、県のほうで、いろいろ個別の消防組合のメリット・デメリット等について調査されて報告があるというのか、どちらのほうで理解しておいていいのですか。

総務課長 11月の12日の小委員会で示されました消防計画案につきましては、奈良県消防広域全体としての、全体像としての、経費負担等が示されております。その中で、西和消防として、その県が申しますのは、参加する市町村全てにメリットがあるような計画とすると申しておりますので、西和消防といたしまして、どのようなメリットがあるかということ、

その資料に基づいて十分検証を行いまして、そのメリットをとれるように、今後、意見を申しあげていきたいというふうに考えております。

木澤委員　西和消防としても、県の計画の説明を受けて、独自に調査をされると。ただまあ、その調査をされた結果については、各町の議会とかに報告もしていただけるのかなと、そのへんもちょっと気になったんですけども。今の段階では、そのようにするというような方向については聞いておられませんかね。

委員長　西本総務部長。

総務部長　先ほど課長が申しましたように、12月に報告をいたしますのは、去る11月12日あるいは、先週の金曜日、11月16日に課長会議で受けました内容につきまして、そのままご報告をさせていただくと、このように思っております。西和消防組合としての審議につきましては、やはり組合議会もございますので、そちらのほうで審議がされるものと考えております。

委員長　他にございませんか。

(な し)

委員長　他に、理事者側から報告しておくことはありませんか。

(な し)

委員長　ないようですので、以上をもって、各課報告事項については終わります。

続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。　小野委員。

小野委員 さきほど、総務課長から、衆議院議員選挙のことについて、選挙管理委員会も精力的に準備を進めておられるということを知りて安心しておりますが、ご存知のとおり、今回は、投票所を変更して初めての選挙ですが、その投票所を変更したということに対しての周知、それらはどのように考えておられますか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 第4投票区の投票所の変更につきましては、今年2月及び3月の総務常任委員会のほうでご報告さしあげているところでございます。そしてご意見もちょうだいたしました。

その住民周知につきましては、まずその対象となる区域の自治会長様に今年4月、訪問によって報告をさしあげ、その対象区域の有権者の皆様にポスティングによる文書配布を行っているところでございます。そしてまた、5月13日には、対象区域の有権者の皆様を対象に中央公民館におきまして、午前10時、午後1時、午後3時からの3回にわたり説明会を開催をさせていただいております。

そしてまた、対象区域の世帯に対しては、6月号町広報紙におきまして、文書はさみこみにより啓発を行っております。

今後、今回の衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙の関係でございます。再度周知のために、12月号の町広報紙、そしてまたホームページによって掲載をさせていただきますとともに、選挙チラシ及び入場券においてもお知らせをして、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

小野委員 12月号の広報に、以前に折込みで入れたという、それと同じようなものを入れるということですか。ただ単に、衆議院選挙がこうあります、で選挙区の区域が、何丁目がどこどこですと、もう12月号だから、その広報自体はゲラも上がってきているのかなと思いますので、特別に何かを書き込まれるのか、折込みを特別に入れていくのか、それはどのように考えていますか。

総務課長 広報紙の本紙の中に掲載してまいりたいと考えています。

委員長 それでいいんですね。まちがないですね。 黒崎総務課長。

総務課長 失礼しました。ポスティングにより啓発を図ってまいります。
ちょっと申し訳ございません。

委員長 ちょっと、ポスティングいうたら、全然手法がかわってくる。今、広報の話を、質疑があるわけですから。 黒崎総務課長。

総務課長 広報により周知を図るとともに、その該当区域につきましては、ポスティングにより周知徹底をはかってまいりたいというふうに考えております。

小野委員 投票所が変更になったということについては、その当日まで気がつかない人もたくさんいると思いますのでね、ぜひとも、トラブルっていうんですか、苦情がないように、お願いしておきます。

続けて質問します。

ちょっと入札の結果のことについて質問したいんですがね。先日、本庁舎電気設備改修工事ということで、これは執行が24年9月28日ですが、されています。指名業者が5社、その中で予定価格の100%落札ということで報告、広報いかるがのお知らせ版の11月号にも載っています。議会への入札結果ということも、私ら議員に配付していただいていますので、その業者とか、他の業者もわかるんですがね。私は、事前公表があつて、100%の入札ということはありません。私は、事前公表があつて、100%の入札ということはありません。まあ以前にも100%の入札で鳩水園の運転管理業務ということで、いろいろ議論させてもらって、おかしいんじゃないかなということで。それは事前公表されてなかったから。そして事前公表をしたとたん、今年度の分として、全員辞退という、入札にも来ないという異常事態が起きて、てんやわんやしたということですからね。今回のこれ電

気工事ということなんですがね、工事業者に関しては、一昨年ですかね、小学校の扇風機ですかね、設置ということ、それと中学校の設置の単価が違うという、これもまた異常事態、何やねこれは、決算のときもいろいろ議論になったし、監査委員さんもそういうことしたらいかんということで、いろいろ教育委員会にも、私はいろいろ注文もつけました。今回、この工事については、本庁舎の設備改修工事ですから、担当課が違うと思うんですが、財政課に担当課ということになっていますが、財政課にとっては、入札執行をするのも財政課やし、原課というんですか、この入札をするというのをを出してきたのも財政課なんです。そのことでね、他の4社は、当然、無効という形で、具体的に言えば、この時の予定価格は税抜きで77万円ですので、77万円より以上の札を入れたと。辞退しているんじゃない、札を入れたということなんですが、私は、これは他の4社は無効、入札に効果がないということになりますので、1社の入札でもう決定されたんだと、そういうふうにも理解できますので、解釈できますので、このことについては、どのように担当課としても考えて、9月ですから、もう工事も発注されたんだと思いますが、10月1日から12月28日の工期ということで書かれておりますが、9月28日に入札して、すぐに契約されているんだったらね、これは少しおかしいんじゃないかなと、入札になってないと私は考えるんですが、そのことについて、ちょっとご意見をいただきたいなど、そのように思っています。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 ご質問の入札につきましては、平成24年9月28日に執り行いました役場本庁舎の高圧ケーブルの取替え工事に係るもので、ご質問者もおっしゃいますように、予定価格を事前公表したうえで、郵便入札により執行、開札させていただいたものでございます。

開札の結果、落札者であります小西電気商会をのぞきまして、他の入札参加者すべてが事前公表している予定価格を上回ったことから、無効として、小西電気商会を落札者として決定させていただき、契約執行を

させていただいたところでございます。

入札執行者といたしましては、予定価格を事前公表しているのに関わらず、このような入札となったことにつきましては、重く受け止めているところでございまして、今後におきましても、入札図書の閲覧時などの機会を通して、入札参加者には、予定価格の事前公表の意義や、また設計等の応札額の積算にあたって、わからない点や質疑等ある時点では、疑問など生じた場合には、必ず質疑していただきますような形で、今後指導をしてまいりたいと思っております。

今回の件に関しましては、重く受け止めているところでございまして、今後、このような事態が起こらないよう入札の適正化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

小野委員 郵便入札ということで、うまく肩透かしくらわされたんかなと、私は思っとるんやけどね。私は、郵便入札についてもね、以前からも、例えば生き生きプラザについてもね、あれはおかしいやんかというような話もしてたけどね。郵便入札をね、私はもう悪用したんじゃないかなと。今、課長がね、そういう具合に業者にもいろいろ指導しますとか、いろいろ話もしますとかいうことなんですがね、私ははっきり言うてね、郵便入札というのは基本的にはね、金額もいくらいくらだとか、それから業者の、遠方からの業者に対して、入札にこっちに1回ずつ来てもらう必要もないやろうし、郵便で、それで今課長が言わんとしているのは、郵便入札やから、これは開封するまでわからなかったと、他の業者が77万以上に入れていても、それは有効にということで、以前もこういうことも議論したこともありますのでね、おかしいやんかということでね、したんやけど。これをなぜ郵便入札にしたのか、これ町の業者ばかりですやん。しかも金額的にいえば77万ですよ。入札の透明性を図るためということで、郵便入札を以前から大々的に取り入れてますけどもね、何も郵便にすることによって透明性、談合防止にも何もならないんですね。皆連絡できるんやから。その場へ来て談合というのはするんじゃない、こんなん言うたらあかんけどね、そこで皆が顔を合わせるから談合があるんだという考え方は、こんな子ども騙しもいいとこなんですよね。

だからそれらをもってするんだったらね、これはおかしいなと思って、郵便入札を私はあえてですよ、町が絡んで、そういう具合にしたんじゃないかなと。こういう100%落札ということを、事前公表の仕事に対して、100%入札したんじゃないかなと、そのように思いますね。だからね、今後どないするんかという、だから、この事前公表を採り入れた時点でね、水道工事でね、当時、これはね、入札もちろん執行されているからご存知やけど、委員さんらはあまり詳しくないかもわかりませんので、言いますけれどもね、その消費税抜きの金額を公表してますから、それより、その予定価格というのは、それに5%乗ってますから、例えば今回の場合でしたら、77万が比較価格という額ですが、予定価格は80万8,500円と公示されているんですね、だから80万だったらいいだろうと思って入れておられた水道の公認業者がおったんです。私は、当時これはおかしいからもうちょっと指導したってくれと、入札は税抜きで入札しますので、80万8,500円だから80万でオッケ一だということに入れられたんか、故意に入れられたんかどうかわかりませんからね。だからそういう業者がないようにということで、水道にも申し入れして、そういう指導、勉強会もされたんです。それ以後はそういう札は入っていない。最近は、そういう大きな工事は郵便入札だからということで、予定価格以上の札を入れてきていた。だから、それを郵便入札を、まあ言ったら悪用されているのかなと、入札は有効ですよという形にね、されたような気がしてしゃあないんですけどもね。そしたら、この工事はもう発注されて、契約ももちろんされているから、今更それを変えろということにはできないと思いますけどもね。やはりこれはね、由々しき問題だと私は思うんですがね。入札を執行していく中でね、副町長、どない考えますか。

委員長 池田副町長。

副町長 今、質問者がおっしゃいますように、非常にそういう疑念がございます。今後でございますけれども、当然、予定価格を公表してこのような場合になりましたら、やはり一旦保留して調査する、または、その入札

自体を取りやめにするということも考えていかなと思っておりますので、それは、今後入札のマニュアルに、そうしないと、やはり非常に悪用したという誤解がございます。町といたしましても、今後はそのようにやっていきたいと考えておりますので。

小野委員　まさしくね、私みたいにね、曲がった人間はね、悪用したといいますけどね、やっぱり住民の中にもそういうことを思う人も、多分いると思いますのでね、やはり気をつけてもらいたいと、これからも。それはお願いします。

それとね、同じ11月分に鳩水園の補修整備工事ということで載っているんですがね、アサノ環境ソリューション大阪支店という、これは今の話とも、いろいろ関係ない質問、総務委員会とは関係ないんだと思うんですがね。あの今年の3月の年度末に、いろいろ混乱した。その時に先ほどちょっといいましたけども、鳩水園の運転管理業務の発注についてね、ここのアサノ環境ソリューションになんとかお願いをして、事なきを得ているというんですか、その業務がね、それが進んできているんだと思いますがね。私はその時もね、あの事業はね、何も入札する必要はないんじゃないかなと。もう一定の価格でずっときているしね。私は随意契約でも、特に、薬品を使ったりするものについては、随意契約のほうがベターであるということも考えております。そのあとの議論の中で他の委員さんたちも、いろいろ鳩水園の、そこの公共下水へ入れる方法とか、いろいろな形で、運転業務しなくてもいいような形ということで、いろんな質問もあって、一定の答弁をいただいていますから、そのことは私も記憶していますのでね。あの議論、もう次、来年度に向けてね、緊急避難的にこのアサノ環境ソリューションへお願いしたと、これはもうまったくお願いしているんですね。今後ね、あれは何も入札する必要は私はないと思っているんです。随意契約でもいいと。ただしね、あの当時、私ら議会もいろいろ問題にしたのは、私どもの政治倫理条例、それに抵触する怖れがあるんじゃないかなということで、ああいう具合になってきた。入札も採り入れられたということになりますので、今後、これは厚生委員会でも議論されているのかどうかはしれませんが、副町長

に、その今後というか、来年度に向けてね、どのように考えておられるのか、どのように進めていこうとされているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 まず運転管理と修繕工事があると思います。運転管理につきましては、もうやはり前回からもいろいろ一般質問等々、委員会でも議論がございました。運転管理につきましても、やはりできたら今の業者で随契をさせていただきたいと考えております。ほんで、修繕についてでございます。修繕につきましては、やはり設計くくって、やはり入札して安くなっている経緯もございますんで、これにつきましてはちょっと検討させていただきたいと考えております。それともう1点、包括契約委託というのがございます。ただ、包括契約というのは、施設ができたいきだったらいんですけども、その中で今年度はこれとこれは修繕しますよと、それと運転管理と合算でいくらですよというのが包括管理でございます。ただ、約30年経っておりますんで、どこで修繕起きてくるかわかりませんので、非常に包括管理は難しいのでという事案になっておりますんで、今申しあげた形で、運転管理、修繕はやっていきたいと考えております。

小野委員 私はそちらのほうが、確かに3月議会の予算委員会ですかね、慌てました。私らも、議長も慌てました。ああいう業務ですから、止めるわけにもいかんしね、そういうことで余計腹立たしく、その業者に対してはね、憤りを覚えたということで、それをこの業者がということですが、まあ、そのお礼じゃないです。元々がこれがプラントを建設して、その中の関係者の中で運転管理をお願いしていたと、随意契約でね、長年ね。そういう経緯を踏まえて、ただ、くれぐれも頼みます。政治倫理条例に抵触しないような随意契約をお願いしておきます。それを入札から随意契約で私はいいいんじゃないかなと思ってますので、よろしくお願ひします。

それと続けてなんですが、今は入札採用しておられて、随意契約でもいいんじゃないかと提案もさせてもらいましたが、これはものによっていろいろあると思うんですがね。今年度の初めですかね、初めごろから電力入札についてね、提案もさせてもらいましたけども、それについて今後どのように研究されてたのか、もう結論づけされたのか、なかなか原発の話もあって、なかなか難しいこともあるんですがね。それについて、香芝市なんかも今まで庁舎を、入札のときも言うたけど、小・中学校とか、会館とか、教育委員会のほうの施設というんですかね、それらについてどうも入札を採用していくみたいなんですがね。その点について、全体として電力入札について、今、どのようなことで考えておられるのか、いや、今のとおりでそのままいくんだというように考えておられるのか、その点、お願いいたします。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 電力入札にかかりますご質問でございますけれども、以前、ご質問者からご提案いただきまして、いろいろ研究を進めていって、今も研究を進めているところでございます。ただ、原発事故以降、そして、その後の電力供給の状況等、勘案する中で、これまで以上に電力が安くなる等のメリットが段々薄くなってきているところも事実でございます。ただ、他の自治体においても、それでも、ひとつの電力の需要の求めるところとして、電力入札を行っておられるところでございまして、今後におきましても、そういったものを常に監視しながら、電力入札に向けては、努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

小野委員 今、香芝市の云々の話をしているんですね。だけど、確かに一時、昨年度ですかね、郡山市のほうでは、あまり効果がないというような結果も出たらしいんですが、だけど、どういうんですかね、わずかでも安くなっていくという事態は計算されていると思うんです。だからあえて研究していくという段階では今はないんじゃないかなと。12月議会です

から、やはりこれからも予算のこともありますので、その採用に向けて、入札執行に向けてアクションを起こしていかなかったら、3月になってから起こしても来年度には間に合わない、また1年間研究してますという形になっていくんじゃないかなと、私はそのように思いますので、早急にもう12月に入ってきますので、それを採用する気持ちが少しでもあるんだったらね、早急に動くほうが私はいいかなど。3月にまた研究しますねんということでは、いつまでたっても電力入札には移行できないんじゃないかなと、そのように思いますので、この委員会でも提案しておきます。以上、結構です。

委員長 他に質疑、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、その他については、これをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前10時31分 閉会)